

大阪市立東住吉スポーツセンターほか2施設の指定管理予定者の選定結果について

大阪市では、大阪市立東住吉スポーツセンターほか2施設の指定管理予定者の選定にあたり、外部の有識者等からなる指定管理予定者選定会議を設置し、審査を行い、このたび、次のとおり指定管理予定者を選定しましたので、お知らせします。

今後、市会の議決を経て、指定管理者として指定を行う予定です。

1 施設名称

- ・大阪市立東住吉スポーツセンター
- ・大阪市立西屋内プール
- ・大阪市立阿倍野屋内プール

2 指定管理予定者

- ・名 称 明治スポーツ・セントラルスポーツグループ
構成員 株式会社明治スポーツプラザ
セントラルスポーツ株式会社
- ・所在地 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地

3 指定予定期間

- ・令和6年4月1日～令和16年3月31日（10年間）

4 募集及び選定会議での審査経過の概要

（1）申請の経過

募集要項配布期間	令和5年7月3日～令和5年9月4日
説明会の開催	令和5年7月20日
現地施設見学会	令和5年7月20日～令和5年7月26日
申請の受付期間	令和5年8月25日～令和5年9月4日

（2）申請団体（2団体・五十音順）

- ・（公財）フィットネス21事業団
- ・明治スポーツ・セントラルスポーツグループ
構成員：（株）明治スポーツプラザ、セントラルスポーツ（株）

（3）審査経過

第1回選定会議 令和5年4月17日

募集要項、申請要項、審査基準及び配点についての審議

第2回選定会議 令和5年9月29日

指定管理者指定申請書にかかる質疑

各委員の採点及び審査

5 審査方法

大阪市立東住吉スポーツセンターほか2施設の指定管理予定者の選定にあたっては、大阪市経済戦略局スポーツ施設指定管理予定者選定会議において、申請団体から受けた事業計画書等について、大阪市立体育館条例第14条及び、大阪市立プール条例第13条に規定する選定基準に基づき総合的な評価審査を行いました。

6 評価項目・審査結果（配点も含む）

東住吉スポーツセンターほか2施設

順位	団体名	評価項目	配点	選 定 委 員			
				A	B	C	D
1	明治スポーツ・セントラルスポーツグループ	施設の設置目的の達成及び市民サービスの向上	35	30.0	30.0	30.0	27.0
		管理経費の縮減	10	8.0	6.0	9.0	8.0
		応募団体に関する事項	10	7.0	6.0	9.0	8.0
		社会的責任・市の施策との整合	7	7.0	6.0	6.0	6.0
		スポーツ施設の魅力向上に関する事項	18	14.0	13.0	14.0	18.0
		得点	80	66.0	61.0	68.0	67.0
		平均得点	—	65.5			
		価格点	20	20.0			
		総合得点	100	85.5			
2	公益財団法人フィットネス21事業団	施設の設置目的の達成及び市民サービスの向上	35	27.0	27.0	28.0	27.0
		管理経費の縮減	10	8.0	6.0	8.0	8.0
		応募団体に関する事項	10	8.0	6.0	7.0	8.0
		社会的責任・市の施策との整合	7	6.0	5.0	6.0	7.0
		スポーツ施設の魅力向上に関する事項	18	12.0	15.0	14.0	18.0
		得点	80	61.0	59.0	63.0	68.0
		平均得点	—	62.8			
		価格点	20	20.0			
		総合得点	100	82.8			

価格点＝20点×（提案金額の内最低の金額／提案金額）

7 選定理由及び附帯意見

第1順位（明治スポーツ・セントラルスポーツグループ）の選定理由及び附帯意見

【選定理由】

- ・開館時間の延長などにも積極的に取り組む提案であり、新たな試みもある点が評価できる。
- ・他機関との連携もしっかりとれている。

【附帯意見】

- ・AIカメラの導入など新たな取り組みについては個人情報保護の点にも配慮されたい。

第2順位（公益財団法人フィットネス21事業団）に対する意見

- ・地域に密着した取り組みが評価できる。
- ・実際のニーズ調査をふまえたうえで、もう少し根拠をもって提案されたい。
- ・組織的にPDCAサイクルを回せる意識づけを構成員間で共有されたい。
- ・学校とはしっかりとコミュニケーションをとって連携してほしい。

8 選定委員

（五十音順、敬称略）

氏 名	役 職
足立 名津美	京都先端科学大学健康医療学部 講師
上野 精一	公認会計士
大友 智	立命館大学スポーツ健康科学部 教授
中井 勝博	中小企業診断士